

同日、広島県大久野島の旧防空ごう内で、戦時中に製造した毒ガス筒を発見。

同日、ジュネーブ軍縮委員会では、スウェーデンら中立十二カ国が禁止宣言案を、イギリスは自国案の修正案を、またカナダは中立国案に対抗し、イギリス案をバックアップする決議案を提出。

この夏は、まさに「毒ガスの季節」であった。

— 530 —

職業訓練法の全面的改正

戦後ではじめての異例の長期国会は、これまた異例の強行採決の連続にあけくれ、ついには全く審議なしで大学立法の採決強行という議会制民主主義の危機の様相をあらわにした。この国会で、新聞

C B兵器の特徴、その威力などについては、多くの解説、報道がある。警察が使う催涙ガスも、まさにこのなかの一つにほかならぬ。また、その研究開発も製造もいわゆる平和目的のものとの区別がつけにくい。しかし何よりも大事なことは、これが通常兵器(核でない)の顔をした「皆ごろし」兵器であるということではないか。 **△梅田敏郎** **∥** 科学朝日 **▽**

にはほんの片隅にしか出なかつたが、職業訓練法が全面改正され(七月四日成立)、十月一日から施行されることになった。現行法は一九五八年に成立したから、ほぼ十年ぶりの改正であり、この改

正の区切りは小・中学校の学習指導要領の改正とほぼ軌を一にしている。旧職業訓練法が七章三七条で成り立っているのに対して、新法は一躍九章一〇八条となり、条文数において約三倍となっているだけでなく内容的にも著しく拡張されている。

今回の改正の主要な特徴は、①政府による職業訓練計画策定の法制化、②職業訓練体系の改革、③職業訓練団体の設立、④技能検定協会の設立などにみることができ。

①についてはあとでべる。②の職業訓練体系によると職業訓練の種類は、養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練、再訓練、指導員訓練に細分化されることになった。後期中等教育に関係してくる養成訓練を行なうのは従来の公共職訓と事業内訓練である。そして、従来の総合職訓所と三年制の認定事業内職業訓練施設は「高等職業訓練校」となり、地方自治体の公共職業訓練所は「専修職業訓練校」と称することになった。「所」より

は「校」の方が学校に近いということなのであるが、一昨年の連けい制度の拡大措置によって、これら職業訓練校の学習を高校の単位として認定する道が開かれているのでたんなる名称変更と軽視できない点である。

また、私はかつて（本誌、一九六八年十二月号）、今回の改正の準備過程であった中央職業訓練審議会の答申にふれ、答申が高卒者に対する職業訓練を制度化すべきことを強調していることをもって「それなりに総資本の技術革新への積極的な対処の姿勢がみられる」とのべた。ところが改正法では、この答申の要求は全く無視され、職業訓練体系は依然として中卒者のみを受け入れることを前提として組み立てられている。高校進学率がすでに全国平均八〇％を越えているという今日では、公共職業訓練生の一割強は高卒者で占められているのだから、これは、はなはだしい時代錯誤といわなければならぬ。これは、高卒者の職業訓練を公認の体系に入れると政府が中

卒ではなく高卒こそが一人前の労働者になる基礎資格であることを公認する結果となることを恐れたものとも解される。

③④は、あとのべるような政府の職業訓練政策をよりスムーズに展開するためのパイプを設定するものと解される。

新法の最も重要な特徴は、労働大臣が、「経済の動向、労働市場の推移等についての長期的見通しに基づき、かつ、技能労働力の産業別、職種別、企業規模別等の需給状況、労働者の労働条件及び労働能率の状態等を考慮して」職業訓練基本計画を策定することをきめたことであろう。この基本計画では「一、技能労働力の需給の動向に関する事項、二、職業訓練及び技能検定の実施目標に関する事項、三、職業訓練及び技能検定について講じようとする施策の基本となるべき事項」を定めるとされているが、必要がある場合には、「特定の職種等に係る職業訓練の振興を図るために必要な施策を定めることができる」とされている（以上すべて第5条）。

政府が「雇用対策法と相まって」職業訓練政策を計画的におしすすめるという企図があらわになってきたのである。

旧職業訓練法以前には、職業訓練に関する法律としては労働基準法による技能者養成規程と、職業安定法による職業補導の規定があるのみであった。前者には徒弟制度の弊害除去のねらいがあり後者には失業対策のいみがあつたが、ともに職業訓練に消極的にしか対応していないものであつた。朝鮮戦争を直接の契機として独占資本が復活強化はじめ、「技術革新」などといわれる時期になると、技能労働力の不足という事態が明らかになってきたので、政府は独占資本の要求にこたえて、前記二法の関係部分を一本化して職業訓練を強化すべく制定したのが職業訓練法であつた。これによる職業訓練の体系は、労働省の認定する三年制の企業内職業訓練と二年制の公共職業訓練が熟練工養成を行ない、半年ないし一年制の公共職業訓練が半熟練工を養成することとなっており、また、訓練終了後一

定年限の経験を経た熟練工には技能検定を行なつて、一級または二級の技能士という称号が与えられることになつてゐた。

しかし、職業訓練法による政府の奨励策（中小企業による共同職業訓練のうち労働省に認定されたものには補助金が出る）にもかかわらず、技能者養成の拡大のテンポは遅々としたものであつた。すなわち、養成訓練生数についてみると、公共職業訓練は五万一〇〇〇人（一九五九年度）から一二万四〇〇〇人（一九六三年度）となり二・四倍に伸びたが、認定職業訓練は五万五〇〇〇人（一九五九年度）から八万四〇〇〇人（一九六三年度）となり伸び率は一・五倍にしかならなかつたのである。技能検定についても、国際技能オリンピックで金メダルという鳴物入りの宣伝にもかかわらず、十年間に実施されたのは五九職種、受験は六三万程度にとどまつてゐる。

他方で、労働省の「技能労働力需給状況調査」は一九六一年以来毎年百数十万

人の不足を示しており、六八年六月の調査によれば、従業員五人以上の事業所における技能労働者の不足は一八四万、不足率（技能者の現在数に対する不足数の割合）は一九・二％となつてゐる。このような、日本資本主義にとつてますます深刻な問題にならうとしてゐる熟練工不足に対処すべく登場したものが新職業訓練法であり、これによつて施策を計画的にすすめようというのである。

ふりかえつてみると、過去にも、日本資本主義は深刻な熟練工不足という問題に直面したことがある。一九三〇年代後半のいわゆる進戦時体制の頃から一九四〇年代の戦時体制の時期がそうであつた。熟練工が不足すれば、労働市場において熟練工の賃金は著しく高騰する。それは労働力不足という事態のもとでは他へも波及する。熟練工の引き抜きが激しくなる。進戦体制下ではそうであつた。そこで、政府・独占資本が戦時体制下に打ち出した政策は国家総動員法による賃金統制令であり、労務統制令等による労

働者の移動防止策であつた。これらの施策が独占体の利益になつたものであることはいうまでもないが、消極的な足止め策だけでは熟練工は確保できない。そこで出されたのが工場事業場技能者養成令で、政府の指定する業種の企業に、一定数（従業員数の二・五ないし四％）の技能者を養成することを義務つけたのである。これが、三年制の定型的職業訓練のはじまりである。それだけでなく、職業紹介所に職業補導所が設置されるようになったのが、これが今日の公共職業訓練のはじまりである。

今日の事態はどうなのか。いうまでもなく新憲法のもとでは労務統制もできないし、企業に職業訓練の実施を強要することもむづかしい。政府のなしうることは、独占体の意を体して職業訓練を計画的に助長することである。労働省にはすでに、公共職業訓練の規模を二倍に拡大する計画があると伝えられている。独占体の負担を肩がわりしようというわけである。

日経連は、技能尊重は悪いことではないが、技能尊重はただちに技能者の賃上げをいみするものではない、という意味の主張をしている。とすると、新職業訓練法のねらいは、国家の負担で熟練工を計画的に養成し、賃金の高騰を抑止しようとする点にあるとみてよいのではないだろうか。

職業訓練法案の審議の過程では、職業訓練校と高校との連携が大きな問題の一つとなったが、その討論の過程で、政府委員は、「総合職業訓練所が五百円の実習負担金をとっているのは、無料にする（新法では法定職業訓練で求職者に対して行なうものは、無料とする）と比べている（慈善施設に入れられたようなコンプレックスを感じる向きがある）ので、（高校で授業料を払っていると同じだという意味での）プライド料なのだ」という意味の珍妙な答弁をしている（衆院社労委・五月六日）。

また、衆院社会労働委員会（四月二十二日）では、中央職業訓練審議会へ提出

した法案要綱と議会へ提出したそれとの三十数か所にのぼるちがいが問題とされている。そのうち、職業訓練の施設設備に関する国の責務に関する規定があいまいにされたこと、訓練生の訓練中の労働安全衛生に留意すべきだという規定が削除されたこと、訓練所校への労働官僚の天下りを規制する規定があいまいにされたこと、「職業訓練は、労働者に対し、その職業に必要な技能及び知識を習得させ」となっていたところを「技能（これに関する知識を含む）」として知識の習得を後退させたこと、などは新法の性格を示しているという意味で注目に値しよう。そして、このちがいのなかで一連の訓示規定は削除されたのに、「事業主は、その雇用する労働者に対し、必要な職業訓練を行なうように努めなければならないものとする」という規定は削除されなかったのである。

△佐々木享 専修大学▽

第9回 明星学園教育研究会

日時 11月29日(土), 11月30日(日)
場所 明星学園小・中学校
授業 全学年, 全教科にわたって授業を公開。
会費 800円(資料代共), 500円(学生・父母)
宿泊 ◎宿泊はできるだけ民泊ができるように準備。申込みは予約金 500円を添えて研究会事務局宛。先着順に受け付け。
申込先 東京都三鷹市井の頭5の7の7
明星学園教育研究会事務局
(TEL) 0422-43-2198